

2011年6月定例会・本会議（議案第51号質疑）

○議長（吉井健二） 次に22番 櫻井 周議員の発言を許します。櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） ただいま、議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。本日、2回目になります。簡潔に質問させていただきます。

今回の補正予算の中で計上されております県の事業、補助事業でありますところの「ことばの力」育成事業と、それから伊丹市がこれまでに実施してまいりました、ことば文化都市伊丹特区事業とは、非常に似ているように見えますけれども、いずれも言葉の力を鍛えるという意味で似ているように見えますけれども、こうした点、重複はないのかということがちょっと心配なんです、この点についてお聞かせください。

また、同様に今回の補正予算の、これもまた県の補助事業だと思いますけれども、道徳教育推進拠点校事業と、これもまた伊丹市がこれまで独自に行ってまいりました伊丹っ子ルールブック事業、伊丹っ子ルールブックとは、これもまた道徳教育という点で非常に似ているように思いますけれども、重複はないのか、この点お伺いいたします。

また、仮に具体的内容に重複がないということであったとしても、小学校、中学校において言葉の力を育成するような授業、それから道徳教育を推進するような授業、こうしたことは本来、県が行うというよりは市町村に任せていただいでしかるべきものではないかというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

また、伊丹市におきましてはこうした小学校、中学校の教育、しっかりやっていると、それだけの責任を全うする能力といいますか実施能力、十分あるかと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。市当局のお考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（吉井健二） 蘆原教育委員会事務局学校教育部長。

○番外（教育委員会事務局学校教育部長蘆原時政）（登壇） 補正予算に関する「ことばの力」育成事業が、ことば文化都市伊丹特区推進事業と、また道徳教育推進拠点校事業が伊丹っ子ルールブックとそれぞれ重複しているのではないかということについての御質問にお答えいたします。

まず「ことばの力」育成事業についてですが、これは兵庫県教育委員会が今年度推進します兵庫学力向上推進プロジェクトとして実施します5つの事業のうちの1つでございます。内容は、研究校として県下小・中学校、各9校の計18校を指定しまして実践研究等を行うものであります。

具体的な事業内容につきましては、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度からそれぞれ完全実施となります新学習指導要領のキーポイントであります言語活動の充実、これはすべての教科において行われるべきものであります、その各教科等において読む能力、書く能力等、言葉の力を育成するための授業の中での指導方法の工夫改善を図る実践研究を行うこと。また、実践交流会を通して効果的な取り組みの情報交流や普及啓発を行うこととでございます。

それに対しまして、本市が独自で行っておりますことば文化都市伊丹特区推進事業は、本市の児童生徒の学習面での課題であります自己表現力を育成するために、教科として小学校

2011年6月定例会・本会議（議案第51号質疑）

においてことば科を開設しまして、主に俳句、詩などに親しみ、自分の気持ちを俳句で表現したり、また言葉の専門家による授業を体験的に学んだりすることを通して、すぐれたコミュニケーション能力を備えた児童をはぐくむものであり、事業の目的、趣旨、内容としましては異なるものでございます。

次に道德教育推進拠点校事業についてですが、これも兵庫県教育委員会が今年度推進します道德教育推進事業の4つの事業のうちの一つでありまして、拠点校として県下小・中学校各10校の計20校を指定しまして、県発行の道德教育副読本の活用による授業実践、主に道德の時間を活用した授業実践、家庭、地域と連携した道德教育を推進するものであります。

この道德教育副読本は、兵庫ゆかりの人物を取り上げ、子供たちの興味、関心を高めながら郷土に誇りを持ち、自己の生き方を考えさせる読み物教材でございます。それに対しまして、伊丹っ子ルールブックは、ならぬことはならぬものの精神を基軸として、社会のルールやマナー、人とのかかわり方、規範意識や道德心、公共心を発達段階に応じて伊丹の子供たちに共通して身につけさせることを目的として、日常的に活用する冊子であります。

豊かな心と道德心を育成するために、どちらも必要かつ有効なものでありますが、重複するものではございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉井健二） 佐藤教育長。

○番外（教育長佐藤由紀子）（登壇） 私からは小・中学校における教育について、県の事業を市町村など自治体に委託することについての御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等など教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国、都道府県、市町村による適切な役割分担及び相互協力のもと、公正かつ適切に行われるべきものであります。

県の事業と市の事業との関連についてでございますが、都道府県は小・中学校の教職員を任命してその給与費の3分の2を負担し、広域で一定水準の人材を確保する責務を負っております。国が残り3分の1を負担しております。

市町村には、学校教育法で小・中学校の設置義務が課され、義務教育の直接の実施主体として責任を負っています。今回の「ことばの力」育成事業と道德教育推進拠点校事業は、全県的に行うべき教育水準の維持向上を図る広域的な県事業と、本市の目指す教育施策が合致したため、県の委託を受け進めるものでございます。

今後も、本市の予算に加え国、県の予算を有効に活用し、伊丹の子供たちの実態や特性に応じた伊丹ならではの事業を推進することにより、すぐれた言語能力を備えた心豊かな伊丹っ子を育成してまいりたいと考えております。

また、伊丹市には市民に対し充実した教育をする力があるのではないかと、との激励をいただきました。御期待に沿えるよう尽力してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉井健二） 櫻井議員。

○2番（櫻井 周）（登壇） 2回目は、また意見、御要望ということで申し上げさせていただきます。先ほど、県の行っている補助事業と、それから市の行っている独

2011年6月定例会・本会議（議案第51号質疑）

自の事業、これらに重複はないというふうなお話もございました。

ただ、例えば道徳の分野におきましては国の方、つまり文部科学省から心のノートというものも配られておるといふふうにも聞いております。また、こういうふうにも副読本があちらこちらからたくさん学校の現場に送られてきて、本当に消化不良が起きているのではないのかと、このようにも心配いたします。

例えば、私はある中学校の校長先生のお話を聞きました。副読本がたくさん送られてくる。しかも3月、4月のこの学年の変わり目に送られてくるというので、なかなかもう消化できないと、教室の棚に置かれたままになっているということもあるという話を伺いました。

この話、私だけではなくここにいらっしゃる皆さん、聞かれたことかと思えますけれども、このように本当に正直な告白だと思うんですけれども、あれもこれもというふうにも、よかれと思っていろいろやっているんでしょうけれども、そうしますと今、現場は本当に大変なことになってしまうということもございますから、やはりここは県と市の、それから国もですけども、デマケーションといいますか、役割分担しっかりやっていただいて、本当に小学校、中学校の教育については市が主体となってやっていく、そんな社会というか、国の制度にしていくべきではないかというふうに思っております。

特に今回、教育長の方から全県的に教育水準の維持向上を図ると、そういった目的で行われているというお話もございましたけれども、伊丹についてはそういう意味では藤原市長がいらっしやって、ことばの教育なりいろいろリーダーシップを発揮していただいて御尽力いただいているということですから、伊丹についてはいいかもしれない。

しかし、もしかしたら兵庫県内にだめな、だめと言ったら語弊がございますけれども、なかなかちょっと力不足な市や町があるかもしれないと。そういうことで、もしかしたら県が補助事業として実施しているのかもしれないけれども、しかしこうした、ある種パターンリズムといいますか、おせっかい焼きが地方分権を阻害している。そしてその結果、いろんな重複が起こって、非効率な行政運営というふうになってしまっているのではないかと、このような問題意識も持っておるわけでございます。

今回は19万円と、それから38万円、この2つの事業についてでございますが、こうしたものは氷山の一角であって、一つ一つしっかり見ていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うわけです。

このように、今回は県のパイロット的なモデル的な事業であったと。伊丹市もやりたいということで手を挙げたと。我々も、県民税を払っておるわけでございますから、そうした意味で県がやる事業について、もらえるものは何でももらうということは、これはある種短期的には正しいことだと思います。伊丹において教育をより充実させていくという方向ですから、これは大変正しいことだというふうに思います。

しかし、これが日本全国で同じようにある種分捕り合戦のふうになってしまうらどういふことになるか。それが、国と地方の借金1000兆円ではないのかと、このようにも思うわけです。

国会議員たちは、地方分権、地域主権というふうに言います。総論ではみんな賛成してます。しかし、余り進んでいない、そういう現状は、やはり各論、具体論においてどうするの

2011年6月定例会・本会議（議案第51号質疑）

かということがしっかり議論されていないからだと、このような問題意識も持っております。

きょう、一般質問の中で未来に向けてと、歴史的使命と、こういったお話もございました。そうした、我々そういった立場に置かれておるわけですから、しっかりと時代の変革、そしてこれからの日本の社会をつくっていく、その伊丹という中での話ではございますけども、しっかり頑張っていかなきゃいけないんだと、そのようなふうに思いまして、そうしたことを考えながら、この今回の道德の授業であるとか、それから言葉の教育の事業であるとか、こうした問題も考えていければというふうに思います。

このような類する話というのは、今回に限らずいろいろあろうかとは思いますが、ちょっとしつこくなるかもしれませんが、その都度具体論ということで指摘させていただこうと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。2回目の発言を、これで終わらせていただきます。

○議長（吉井健二） 通告による質疑が終わりましたので、質疑を終結いたします。